

新法対応・裁判例から学ぶ ハラスメントの予防策と対応セミナー

～予防のために何に注意をして何を行うべきか～

開催のご案内

パワハラ防止法が施行され、大企業・中小企業とも、具体的な防止対策を講じることが義務づけられ、適正な措置を講じていない場合は、是正勧告の対象となっています。

しかしながら、施行後も多くの企業でハラスメントが発生し、企業の担当者も苦慮されています。

特に、パワハラだとは思わなかったなど、パワハラとの自覚がない言動や指導によって起きているケースが多いようです。

そこで、当協会では、ハラスメントの基礎知識と裁判例から見た予防策や適正な対応策について学ぶセミナーを企画いたしました。

この機会に、是非ともご参加いただきますようご案内申し上げます。

＜講習内容＞

1. パワハラ防止法とは
2. ハラスメントに関する法令の理解
 - ①セクシュアルハラスメント(男女雇用機会均等法)とは
 - ②マタニティハラスメント(育児・介護休業法)とは
 - ③パワーハラスメント(労働施策総合措置法)とは
3. ハラスメントの予防策と対応策
 - ①会社のリスク
 - ②企業によるハラスメント防止の社内方針の明確化と周知
 - ③苦情などに対する相談体制の整備
 - ④被害を受けた労働者へのケアや再防止
4. パワハラ事件の裁判例から学ぶ
 - ①日常業務で何に心掛ければよいか
 - ②効果的な実務対応策
 - ③解決への取り組みと処理方法
 - ④雇用管理上必要な措置
5. 質疑応答

講師



広島駅前法律事務所

弁護士

下西祥平氏

平成19年 京都大学法学部卒業

平成21年 神戸大学法科大学院卒業

平成22年 弁護士登録(大阪)

平成29年 広島弁護士会へ登録替え

広島駅前法律事務所 代表弁護士

使用者側で人事・労務管理の相談対応を行うことを中心業務としている。個別労働紛争については、予防対応から紛争後の解決まで一貫して対応している。

近時は、外国人雇用に関する相談・手続対応に力を入れている。

* 日時

令和6年 2月14日(水)

13:30～17:00

* 会場

広島商工会議所ビル

307号室(3階)

<広島市中区基町5-44>

※会場に駐輪場・駐車場はありません

* 定員 40名

* 参加費 広島経協会員 1名 7,000円

会員外 1名 10,000円

* 申込締切 2月7日(水)但し、定員になり次第締切らせていただきます。

- * その他
- ①参加費は申込み後、お早目に次の口座にお振込み下さい。なお、振込手数料は、参加費に含まれておりませんので、各自ご負担願います。
 - ・広島銀行本川支店 広島県経営者協会 普通預金口座 (No.0288624)
 - ・もみじ銀行広島中央支店 広島県経営者協会 普通預金口座 (No.1855314)
 - ②締切日以降の取消及び欠席の場合でも参加費は申し受けます。
 - ③領収書の発行は省略し「振込金受取書」又は「お取引明細票」を領収書に代えさせていただきます。
 - ④参加受理後、「参加受理票」をFAXさせていただきます。

□申込み・問合せ先

広島県経営者協会

〒730-0011 広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル6階
TEL 082-221-6844 FAX 082-221-6830
E-mail: info@hiroshima-keikyo.jp <http://www.hiroshima-keikyo.jp>

----- 必要事項をご記入の上、切り取らずこのままFAXにてお送り下さい -----

広島県経営者協会 行
(FAX 082-221-6830)

※新法対応・裁判例から学ぶ

ハラスメントの予防策と対応セミナー(2/14)参加申込書

会社名

所在地 〒

申込担当者役職氏名

TEL

FAX

TEL	FAX		
役職(所属)名	氏名	役職(所属)名	氏名

※参加費 円× 名= 円は、 月 日付、 広銀・もみじにて振込みます。

ご記入いただいた内容は、本事業に関する確認・参加者名簿の作成等に使用させていただきますが、その他の目的での使用は一切ございません。